

区域の設定について

(1) 区域の設定に関する事項

基本指針

都道府県は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域（県設定区域）を設定すること。

なお、区域設定は、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることに留意。

◎検討事項

認定の区分	広域利用の状況	区域設定（案）	備考	
			広域利用状況の反映	適切な需給調整
1号認定	幼稚園は、通園バスの運行などにより、市町村をまたがる広域利用が一般的に行われている。 （幼稚園…県が認可）	案1 全県を1区域とする	◎	△
		案2 県内を、広域利用実態を踏まえて、複数の区域に分ける	○	◎
		案3 市町村域ごとに分ける	△	△
2号認定	保育所については、広域利用が一般的とは言えず、施設の所在市町村内の利用が一般的。	案1 全県を1区域とする	△	△
3号認定	認可は、保育の実施主体である市町村ごとの保育ニーズに応じて実施 （保育所…県、政令市、中核市が認可）	案2 県内を、広域利用実態を踏まえて、複数の区域に分ける	○	△
		案3 市町村域ごとに分ける	◎	◎

※需給調整の考え方

○都道府県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は、認可・認定するものとする。

○ただし、以下に該当する場合には、需給調整。（認定こども園法第17条第6項、児童福祉法第34条の15第5項、第35条第8項）

- ・認定区分（1号～3号認定）ごとに都道府県が設定する区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、都道府県計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになると認めるときその他省令で定めるとき。

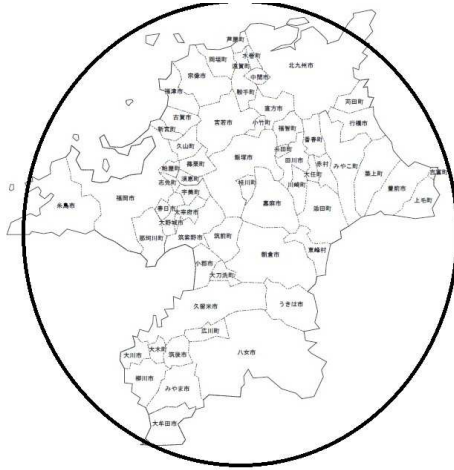
需要（量の見込み） > 供給（利用定員の総数※） ⇒原則認可

需要（量の見込み） < 供給（利用定員の総数※） ⇒需給調整

※確認を受けない幼稚園の定員を含む

案1

県内全域を1つの区域とする



案2

2次医療圏・障害者福祉計画等の区域を県設定区域とする  
(13区域)



案3

2号、3号と同様に市町村が定める区域を県設定区域とする。

案2 2次医療圏・障害者福祉計画・高齢者保健福祉計画の区域

※保健・医療・福祉の連携を図るとともに、限られた医療資源の適正な配置と医療機能の連携を推進するための地域的な単位で、各圏域における人口規模や受療動向の状況を踏まえて設定

①福岡・糸島	福岡市、糸島市	⑧有明	大牟田市、柳川市、みやま市
②粕屋	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	⑨飯塚	飯塚市、嘉麻市、桂川町
③宗像	宗像市、福津市	⑩直方・鞍手	直方市、宮若市、小竹町、鞍手町
④筑紫	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町	⑪田川	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町
⑤朝倉	朝倉市、筑前町、東峰村	⑫北九州	北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
⑥久留米	久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町	⑬京築	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
⑦八女・筑後	八女市、筑後市、広川町		

(2) 本県での対応案

- 1号認定子どもについては 案2県内を、広域利用実態を踏まえて、複数の区域に分ける
- 2号及び3号認定子どもについては、案3市町村区域ごとに分ける
- 区域の設定にあたっては、区域をまたがる利用を妨げるものではない。